平成２４年（フ）第５０６３号
大阪府八尾市天王寺屋７丁目81番地
債務者　長友タツ子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７５号
大阪府門真市上野口町16番１号
債務者　須河　智幸
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７７号
大阪市東住吉区駒川４丁目10番５―605号
債務者　吉本　正明
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０号
香川県高松市円座町687番地34
債務者　近本　大将
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２６９号
長崎県長崎市戸石町681番地114
債務者　山内　文昭
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
長崎県西海市大瀬戸町多以良内郷2131番地、旧住所愛知県刈谷市一ツ木町５丁目30番地１グローリアス刈谷一ツ木402号
債務者　土肥　正晴
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
長崎県長崎市上小島１丁目７番22号　アメニティー上小島202、旧住所長崎県諫早市貝津町2945番地
債務者　井上　裕二
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
滋賀県近江八幡市桜宮町210番地７　305号、前住所京都市山科区竹鼻西ノ口町14番地
債務者　三間　保彦
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３７１号
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地６―12、住民票上の住所兵庫県姫路市博労町127番地朝日プラザ船場303号室
債務者　門田　通明
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９０号
兵庫県姫路市市之郷1044番地15、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山60番地の２　311
債務者　上坂みゆき
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１６号
兵庫県姫路市書写177番地１　コーポＫ２102号
債務者　大畠　博幸
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１７号
兵庫県姫路市書写177番地１　コーポＫ２102号
債務者　大畠　京子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４２７号
兵庫県加古川市加古川町粟津1088番地　メゾンファミール105号
債務者　和田　謙司
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６２０号
広島市東区山根町23番１―201号
債務者　加藤　　徹
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１８号
広島市南区大州１丁目１番23―202号
債務者　白井　　真
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５２号
広島市安佐北区口田南３丁目21番18―10号
債務者　春永千英男
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８８号
広島市佐伯区美鈴が丘東４丁目６番８号
債務者　中山　裕理
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部